

佐世保工業会 会則

1. 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「佐世保工業会」とする。

(目的)

第2条 本会は、佐世保地域における工業および工業に関する業種（以下「工業等」という）の事業者が業種、業態等の枠を超えて相互に交流を深め、研鑽を重ね、組織的な事業推進を通じて、それぞれの経営基盤の強化、技術の高度化、ビジネスチャンスの創出、新商品の開発等による新規事業分野への進出などを積極的に促進すると共に行政等への提言を行い、地域工業等の活性化を図る。合わせて他地域の工業会と連携して発展を目指すことを目的とする。

(機能)

第3条 本会は前項の目的を達するため、下記の機能を担うこととする。

- (1) 会員事業所の課題解決機能
会員事業所の抱える課題について、解決法を見出し、事業所へフィードバックすると共に工業会としての活動を行う。
- (2) 産学官連携の産側受け皿機能
産学共同研究等の産側の受け皿機能のほか、行政の支援策（補助金、助成金、施設利用）等の受け皿機能、および行政等の支援策の情報集約・発信機能を担う。
- (3) 行政等への政策提言機能
地域の工業等が抱える課題を解決するための施策展開やインフラ整備等について、意見を取り纏め、提言、提案を行う。
- (4) 他地域との連携機能
県工業連合会へ参画することにより、県及び九州、全国レベルの課題を明確化すると共に、他地域との連携を図り、最終的に佐世保地域発展を図る機能を担う。

2. 事業

(主たる事業)

第4条 主たる事業を下記の通りとする。

- (1) 中小工業者の体質強化支援
- (2) 企業間、産学官および地域間等各種交流事業の企画・運営
- (3) 人材確保・育成等の支援
- (4) その他工業等の振興のために必要な事業

3. 会員

(会員)

第5条 本会の会員は普通会員、特別会員の2種とする。

- 2 普通会員は、本会の趣旨に賛同する佐世保地域の工業等の事業者を原則とする。
- 3 特別会員は、地方公共団体その他とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は年額6万円を納入するものとする。但し、幹事は別途4万円を徴収する。
特別顧問についても、幹事と同様の会費を徴求するものとする。

4. 組織

(役員)

第8条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 幹事 12名以内
- (4) 監査 2名

2 会長および副会長は幹事会において互選とする。

3 幹事および監査は総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。(総会の議長を務める)

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会長・副会長および幹事は幹事会を構成し、会務を処理する。

4 監査は会計を監査するものとし、幹事会に出席して、意見を述べることができるものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、選任の翌々年度中に最初に開催する定期総会の終結の時までとする。

2 任期中に欠員が生じた場合は幹事会において補欠役員を選任することができる。ただし補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任することができる。

(委員会)

第11条 事業遂行のため委員会等を設置することができる。

2 各委員長は幹事の中から会長が委嘱する。

3 委員会は必要に応じて幹事会の決定により設置または改廃できるものとする。

(顧問)

第12条 本会に特別顧問・顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問・顧問は幹事会で決定し、会長がこれを委嘱する。
- 3 特別顧問は幹事経験者とし、幹事会において会務に関する助言をすることができる。

(事務局)

第13条 事務局を（公財）長崎県産業振興財団 佐世保事業所に置く。

5. 運営

(会議の種別)

第14条 本会の運営に係る会議は、下記の通りとする

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たり、下記の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算の決定
 - (2) 事業報告、収支決算の決定
 - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、毎年1回定期総会を、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。
総会をやむを得ず開催できない場合には、幹事会の決定により決議方法を変更することができる。
- 3 総会は、2分の1以上の会員が出席しなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第16条 幹事会の議長は、会長がこれに当り、会の運営や事業活動等基本的事項を決定する。

- 2 幹事会は下記の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 幹事会は必要ある場合に随時開催する。
- 4 幹事がやむを得ず幹事会に出席できない場合は、幹事は属する会社の役員を代理出席させ、その権限を委任することができる。

(召集)

第17条 総会および幹事会は会長が召集する。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立時における事業年度は設立総会開催日に始まるものとする。

(慶弔)

第19条 本会の会員に慶弔ありたるときは、別途定める「慶弔規程」に基づき、費用を支出することができる。

附則

(施行の期日)

この会則は、平成27年2月10日より施行する。

(施行の期日)

この会則は、平成28年4月18日から改定施行する。

(施行の期日)

この会則は、平成31年4月24日から改定施行する。

(施行の期日)

この会則は、令和2年4月24日から改定施行する。